

特定間伐等促進計画の作成等に係る事務の取扱いについて

特定間伐等促進計画の作成等に当たっては、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「法」という。)、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則(平成20年農林水産省令第37号)、森林の間伐等の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン(平成20年6月13日、20林整整第328号林野庁長官通知)及び特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(平成25年8月13日、治第371号。以下「基本方針」という。)に基づくほか、本取扱いによるものとする。

1 特定間伐等促進計画の作成に係る事務

(1) 知事への協議

ア 法第5条第7項の規定に基づく促進計画の協議は、協議書(様式第1号)並びに公表しようとする特定間伐等促進計画(案)及び当該特定間伐等促進計画の区域を表示した図面(以下「特定間伐等促進区域図」という。)、施業実施箇所を図示した図面(以下「施業実施計画図」という)をあらかじめ県民局を経由して、知事に提出するものとする。

イ 知事は、当該計画(案)が基本方針に照らして適当か否かを判断し、回答するものとする。

なお、当該計画(案)が適当でないと認めるときは、市町村に対し内容を改善するよう助言するものとする。

(2) 特定間伐等促進計画の公表

法第5条第8項の規定に基づく促進計画の公表は、遅滞なく行うものとする。

(3) 特定間伐等促進計画の写しの送付

法第5条第8項の規定に基づく知事への特定間伐等促進計画の写しの送付は、原則として公表した日から起算して30日以内に様式第2号により、県民局を経由して行うものとする。

なお、(1)のアの協議で提出した特定間伐等促進計画(案)の内容と変更がない場合は、特定間伐等促進計画の写し及び特定間伐等促進区域図、施業実施計画図の添付を省略できるものとする。

2 特定間伐等促進計画の変更に係る事務

(1) 特定間伐等促進計画の重要な部分の変更を行うときは、1の(1)から(3)までの規定を準用するものとし、様式第3号～第4号によるものとする。

(2) 特定間伐等促進計画の重要な部分以外の変更を行うときは、市町村は、森林組合等の地域の関係者との連携を密にし、適正に自主的に変更するものとし、知事への協議は必要としないものとする。

なお、各四半期毎の計画変更の状況について、様式第5号により当該四半期の最終月の翌月末までに県民局を経由して知事に報告するものとする。

(3) (1)に規定する「特定間伐等促進計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア 特定間伐等促進計画の区域の変更

3 その他

(1) 特定間伐等促進計画の進捗管理

市町村は、促進計画に実施主体として位置づけられた者が、同促進計画に従って確実に特定間伐等を実施し、同促進計画の目標が達成されるよう、その実施状況の把握、実施主体との連絡調整、適時・適切な助言・指導等を行うものとする。

なお、特定間伐等促進計画に位置づけられることで森林整備事業における優遇措置等が適用されるものについては、必ず計画と実行の整合性が図られるよう実施主体を指導するとともに必要に応じて適時・適正に変更手続きを行うものとする。

様式第1号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

〇〇市（町村）特定間伐等促進計画協議書

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に定める〇〇市（町村）の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（〇〇市（町村）特定間伐等促進計画）を別添のとおり作成したので、同法第5条第7項の規定に基づき協議します。

記

1 添付書類

- (1) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進計画 (案)
- (2) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進区域図(案)及び施業実施計画図(案)

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

〇〇市（町村）特定間伐等促進計画の作成について

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項の定める〇〇市（町村）の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（〇〇市（町村）特定間伐等促進計画）を別添のとおり作成したので、同法第5条第8項の規定に基づき報告します。

記

1 作成年月日

年 月 日

2 添付書類

- (1) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進計画の写し
- (2) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図

注) 1の(3)のなお書きに基づき、特定間伐等促進計画の写し、特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図の添付を省略する場合にあつては、文中の「別添のとおり」を削除するとともに、記の「2 添付書類」の「(1) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進計画の写し」及び「(2) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図」を削除して、「(省略)」と記載すること。

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

〇〇市（町村）特定間伐等促進計画の変更について（協議）

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項の規定に定める〇〇市（町村）の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（〇〇市（町村）特定間伐等促進計画）を変更したいので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第9項の規定に基づき協議します。

記

1 変更内容

（別紙のとおり）

2 変更理由

3 添付書類

（1）〇〇市（町村）特定間伐等促進計画（変更案）

（2）〇〇市（町村）特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

〇〇市（町村）特定間伐等促進計画の変更について

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項の規定に定める〇〇市（町村）の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（〇〇市（町村）特定間伐等促進計画）を別添のとおり変更したので、同法第5条第9項の規定に基づき報告します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 添付書類

- (1) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進計画(変更) の写し
- (2) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図

注) 1の(3)のなお書きに基づき、特定間伐等促進計画の写し、特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図の添付を省略する場合にあつては、文中の「別添のとおり」を削除するとともに、記の「2 添付書類」の「(1) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進計画の写し」及び「(2) 〇〇市(町村) 特定間伐等促進区域図及び施業実施計画図」を削除して、「(省略)」と記載すること。

様式第5号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

〇〇市（町村）特定間伐等促進計画の変更状況について

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項の規定に定める〇〇市（町村）の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（〇〇市（町村）特定間伐等促進計画）の変更状況について、別紙のとおり報告します。

(別紙)

〇〇市（町村）特定間伐等促進計画の変更状況
（ 年 月末現在）

1 変更内容

変更年月日	変更内容	備考

2 添付書類

年 月末時点の変更計画の写し及び施業実施計画図